

日米宇宙共同活動契約に係る特約条項

(総則)

第1条 乙は、契約の履行に当たっては、「平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(平成7年条約第11号。以下「協定」という。)並びに協定の遵守のために、さらに「平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に係る合意議事録」(平成12年12月8日署名)を考慮し定めるこの特約条項に従うものとする。

(定義)

第2条 この特約条項における用語の定義は次のとおりとする。

(1)「当事者」とは、日本国政府及びアメリカ合衆国政府並びにこれらの機関をいい、それぞれの国の宇宙開発計画を実施するために日本国又はアメリカ合衆国の法令により設置された団体(甲を含む。)その他協定の附属書において特定の共同活動に関して指定される者を含む。

(2)「関係者」とは、当事者との関係において次のいずれかに該当する者をいう。

①契約者又はその下請契約者(あらゆる段階のもの)

②あらゆる段階の利用者又は顧客

③あらゆる段階の利用者若しくは顧客の契約者又はその下請契約者(あらゆる段階のもの)

日本国及びアメリカ合衆国以外のいずれかの国又はその政府機関若しくは団体が、当事者との関係において①から③までのいずれかに該当する者である場合又はその他の形態により協定附属書に掲げる共同活動に関係する場合には、「関係者」には、当該いずれかの国又はその政府機関若しくは団体を含める。

「契約者」及び「下請契約者」には、あらゆる種類の供給者を含む。

なお、①および②の双方に該当する者が、自己の利用者又は顧客を有する場合には、当該者を②とみなすものとする。

(3)「損害」とは、次のものをいう。

①人の傷害、健康障害又は死亡

②財産の損傷若しくは滅失又はその利用価値の喪失

③収入又は収益の喪失

④その他の直接的、間接的又は二次的な損害

(4)「打上げ機」とは、搭載物若しくは人を運ぶ物体若しくはその一部であって、打上げ予定のもの、地球から打ち上げられたもの又は地球に帰還しつつあるものをいう。

(5)「搭載物」とは、打上げ機に搭載され又は打上げ機で使用されるすべての財産をいう。

(6)「保護される宇宙作業」とは、地球上若しくは宇宙空間で行われ又は地球と宇宙空間との間を移動中に行われる打上げ機及び搭載物に係る活動その他協定附属書に掲げる共同活動の下で行われるすべての活動をいい、少なくとも次の活動を含む。

① 打上げ機、移動機、搭載物、機器又はこれらに関連する支援のための装置、設備若しくは役務に係る研究、設計、開発、試験、製造、組立て、統合、運用又は利用

② 地上支援、試験、訓練、模擬実験、誘導・制御装置又はこれらに関連する設備若しくは役務に係るすべての活動

「保護される宇宙作業」には、宇宙から帰還した後に地上で行われる活動であって、関係共同活動以外の活動における使用を目的として搭載物の生産物又は搭載物に係る作業方法を更に開発するために行われるものを含めない。

さらに「保護される宇宙作業」には一方の当事者と第三者との間の取決めの下で行われる活動であって、協定の付属書に掲げる共同活動に利用可能な打上げサービスを利用するすべてものを含むものとする。

(損害賠償請求権の放棄)

第3条 乙は、損害賠償責任に係る相互放棄に同意し、これによって、保護される宇宙作業から生ずる損害についての請求であって、次の(1)から(3)までに掲げる者に対するものをすべて放棄する。この相互放棄は、損害を引き起こした者又は財産が保護される宇宙作業に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が保護される宇宙作業に関係していたために当該損害を受けた場合に限り適用する。この相互放棄は、次の(1)から(3)までに掲げる者に対する損害賠償請求について適用し、当該損害賠償請求の法的基礎が不法行為(あらゆる程度及び種類の過失によるものを含む。)、契約その他いかなるものであるかを問わない。

(1) アメリカ合衆国の当事者

(2) (1)の当事者の関係者

(3) (1)又は(2)に掲げる者の被雇用者

2 この相互放棄は、損害を引き起こした者又は財産が保護される宇宙作業に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が保護される宇宙作業に関係していたために当該損害を受けた場合において、1972年3月29日にワシントン、ロンドン及びモスクワで作成された宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約(昭和58年条約第6号)から生ずる責任についても、適用する。

3 この相互放棄は、この条の他の規定にかかわらず、次に掲げる請求については、適用しない。

- (1) 当事者とその関係者との間又は一の当事者の関係者との間の請求
- (2) 自然人の傷害、健康障害又は死亡について当該自然人又はその遺産管理人、遺族若しくは代位権者によって行われる請求
- (3) 悪意によって引き起こされた損害についての請求
- (4) 知的所有権に係る請求
- (5) 当事者間の契約の明示の規定に基づく請求。但し、甲は、かかる規定がある場合、直ちに当該規定を乙に書面にて通知しなければならない。

4 この特約条項のいかなる規定も、請求又は訴えの基礎を創設するものと解してはならない。

(特約終了後の適用)

第4条 この特約期間中に乙に生じた損害については、この契約終了後においても前条の規定を適用するものとする。

(第三者との契約における措置)

第5条 乙は、この契約業務を第三者に再委託し又は下請けさせる場合には、当該第三者との契約により、当該第三者に対し、第3条において乙がなすところと同じ内容の請求放棄を行うよう措置するものとする。この場合には、乙は、当該第三者との契約書の全部又は必要な部分の写しを甲に提出し、その確認を得るものとする。当該業務に関し更に再委託又は下請け（あらゆる段階の再委託又は下請けを含む。）が行われる場合には、本条第1文及び第2文に定める乙の再委託又は下請けの例によるものとし、乙はこのために必要な措置を講ずるものとする。

(特約条項の優先)

第6条 この特約条項に本契約と異なる定めがある場合には、特約条項の定めるところによる。

(疑義等の解決)

第7条 この特約条項に定める事項について生じた疑義等については、協定の趣旨に則り、甲乙協議の上解決するものとする。

